**令和４年10月から「短期組合員」制度が開始します**

短期給付係　　　　　（082）513-4957

令和４年10月１日（以下「施行日」という。）から，共済組合制度が次のとおり変わります。

◆　共済組合制度の適用範囲が拡大され，全ての事業が適用される「一般組合員」制度とは別に，短期給付及び福祉事業が適用される「短期組合員」制度が新設されます。

◆　これまで「一般組合員」であった臨時的任用職員の方は，「短期組合員」となります。

　（日本年金機構が厚生年金保険を実施）

**短期組合員制度の適用範囲（①～③のいずれか）**

公立学校等に勤務する臨時的任用職員，会計年度任用職員，任期付短時間勤務職員，再任用

短時間勤務職員及び特別職非常勤職員（いずれも類似の職を含む。）のうち，**次のパターン①**

**から③のいずれかの全てにチェックが入る場合**，短期組合員制度が適用となります。

**パターン②**

**パターン③**

**パターン①**

□ 報酬の月額が8万８千円以上

□ ２か月を超える任用の見込みがある

□ ２か月を超える任用の

見込みがある

□ ２か月を超える任用の

見込みがある

□ １週間の所定勤務時間及び１か月間の所定勤務日数が常勤職員の４分の３以上

□ 学生でない

□ 週の所定勤務時間（授業時間数ではない。）が20時間以上

□ フルタイム勤務

注：会計年度任用職員（フルタイム）及び特別職非常勤職員（フルタイム）については，13か月目の初日以降は「一般組合員」となります。

**共済制度の適用範囲（施行日以降）**

施行日（制度切替時）の資格の得喪は次のとおりです。厚生年金保険に加入することとなる方は，日本年金機構に対し，別途必要な手続を行ってください。

施行日前日に組合員であり，施行日に任用が引き続いていることが確認できる場合，制度切替時に手続不要です。施行日前の組合員証等は，継続して使用できます。

短期組合員の資格を取得した場合，これまで加入していた国民健康保険や被扶養者（社会保険・共済組合）の資格を喪失することになりますので，これらの手続も行ってください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 現行制度 | 新制度  (R4.10.1～) |
| 臨時的任用職員 | 健康保険 | **共済組合** | **共済組合** |
| 年金 | **共済組合** | 一般厚生年金 |
| 現　社会保険 加入  会計年度任用職員  任期付短時間勤務職員  再任用短時間勤務職員  特別職非常勤職員 | 健康保険 | 協会けんぽ | **共済組合** |
| 年金 | 一般厚生年金 | 一般厚生年金 |
| 現　社会保険 非加入  会計年度任用職員  任期付短時間勤務職員  再任用短時間勤務職員  特別職非常勤職員 | 健康保険 | 国民健康保険・  被扶養者等 | **共済組合** |
| 年金 | 国民年金 | 一般厚生年金 |